



2025年5月29日

各 位

会社名 株式会社カラダノート
代表者名 代表取締役 佐藤 竜也
(コード番号：4014 東証グロース)
問合せ先 コーポレート本部長 三添 聡
(TEL 03-4431-3770)

資本金および資本準備金の額の減少（減資）に関するお知らせ

当社は、本日開示いたしました「住友生命保険相互会社との資本業務提携契約の締結、同社を割当予定先とする第三者割当による新株式の発行および自己株式の処分並びに株式の売出し、ならびに支配株主の異動に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、2025年7月1日を払込期日とする第三者割当増資（以下「本第三者割当」という。）を決議しておりますが、本第三者割当実施日付にて資本金および資本準備金の額の減少（以下「本減資」という。）を実施することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本減資の目的

当社は、本日発表の本第三者割当とあわせて、資本政策の柔軟性・機動性の確保を図るため、会社法第447条第1項および同法第448条第1項の規定に基づき、本減資を行うものであります。本減資は本第三者割当の効力発生を条件としております。なお、本減資による発行済株式総数および純資産額に変更はなく、株主の皆様のお所有株式数や1株当たり純資産額に影響はありません。また、当社が発行しているストック・オプション（新株予約権）が本減資の効力発生日までに行使された場合は、下記資本金の額、資本準備金の額、減少後の資本金の額および減少後の資本準備金の額が変動いたします。

2. 減資の要領

(1) 減少する資本金

70,950,000円(但し、本第三者割当に係る株式の発行により増加する資本金の額だけ減少します。)

(2) 減少する資本準備金の額

70,950,000円(但し、本第三者割当に係る株式の発行により増加する資本準備金の額だけ減少します。)

なお、本減資は、本第三者割当に係る株式の発行により同時に増額する資本金および資本準備金の額を限度として行うものであるため、本減資の効力発生日後の資本金および資本準備金の額は当該効力発生日前の資本金および資本準備金の額を下回ることはありません。

(3) 減資の方法

本減資は本第三者割当による増資と同時に実施することから会社法第 447 条 第 3 項および同法第 448 条第 3 項の定めにより取締役会での決議にて行います。本減資は、払戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金および資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。なお、その他資本剰余金への振替額は本第三者割当により増加する資本金および資本準備金の額と同額となり、確定次第速やかに開示いたします。

3. 減資の日程 (予定)

- (1) 取締役会決議 2025 年 5 月 29 日
- (2) 債権者異議申述最終期日 2025 年 6 月 30 日 (予定)
- (3) 本減資の効力発生日 2025 年 7 月 1 日 (予定)

※本減資は、会社法第 447 条第 3 項および同法第 448 条第 3 項の定めに基づき、株主総会の承認決議を経ることなく、取締役会決議により実施するものであります。

4. 今後の見通し

本減資は、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、純資産の変動はなく、当社業績に与える影響はありません。

以上